

学校いじめ防止等のための基本的な方針

野沢北高等学校
いじめ対策委員会

一 いじめ防止等の対策のための基本的な方向

1 いじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) 学校では、教職員が自らの人権感覚を磨くとともに、すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにし、安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、未然防止に努める。
- (2) 生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 生徒を大勢の大人の目で見守るとともに生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、家庭、その他の関係者と連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

2 いじめとは

(1) いじめの認知

『いじめ』とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条（抜粋）

学校では、上記の定義に基づき個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校のいじめ防止等の対策のための組織により複数の教員で行う。そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とする。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく具体的な行為と生徒の気持ちを結びつける。また、いじめを受けた生徒や周囲の生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていく姿勢をもつ。

(2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などである。これらは行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルである。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすること等により、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、精神的に追い込まれていくことがある。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もある。いじめは、大人の目につきにくいように行われることが

多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりすることもある。さらに、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている生徒もあり、自分からいじめを訴えないことも考えられる。いじめを受けた生徒や周囲の生徒にいじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で問題を見えるようにしていく。

(3) いじめの背景

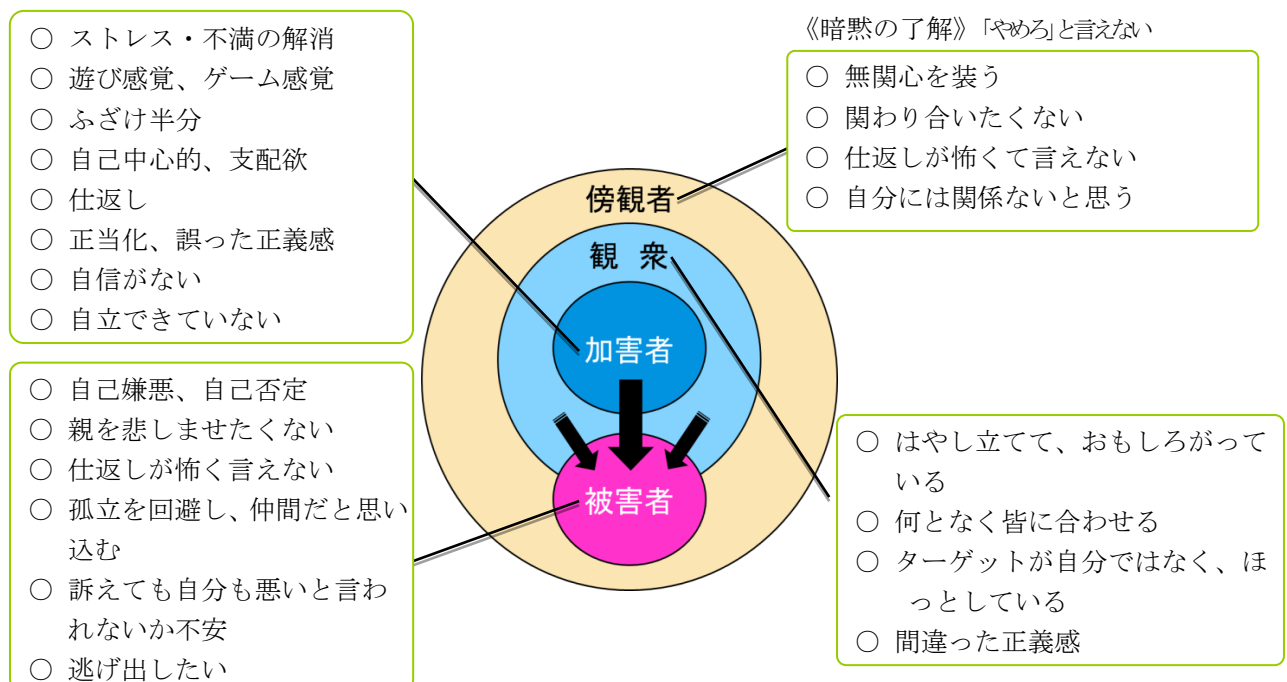
いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因により過度なストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があることから、いじめてしまった背景や要因にも十分留意した適切な指導が必要である。

- ・ 生徒相互の人間関係の難しさや教師・保護者など身近な大人からの配慮に欠ける接し方により、信頼関係がうまく築けず自己肯定感が育ちにくい。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていないことがある。
- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- ・ 心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより相手を思いやる気持ちや「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

そのため、生徒を取り巻く状況等を多方面から探り気持ちを読み取るように努めて日常的な未然防止につなげる。

(4) いじめの構造

いじめは繰り返して継続され、力の優位の乱用であり、ある個人を意図的に孤立させようとする集団構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけではなく、「観衆」「傍観者」の存在によって成り立っている。



(5) いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることがある。いじめ発生原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者攻撃で解消すること、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせない。生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人がかかわり社会全体で生徒を見守っていくことがいじめ防止につながる。

(1) いじめを未然に防ぐために

次の視点を大切に未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進める。

- ・ 生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや命の尊さについて理解を促す。
- ・ 生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ・ 生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。
- ・ 生徒間のささいなトラブル（日常的衝突）は人間関係づくりをする機会であり、社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる可能性を排除せず生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育めるよう指導する。

(2) いじめを早期に発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して生徒を見守り、いじめを見逃さないようにする。次の点を大切に、いじめにいち早く気づいて迅速に対応する。

- ・ 「いじめは見えにくい」ということを認識し生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ・ 定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知、「SOS の出し方に関する教育」の推進等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ・ 教職員と生徒・保護者との信頼関係を築くなど普段から相談しやすい環境を整備し、生徒が相談することのよさを感じられるようにする。
- ・ 地域に開かれた学校づくりを進める。

(3) いじめに適切に対応するために

いじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をする。そのため、いじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておく。また、保護者の理解と協力を得て、取組を充実させ、指導の効果を十分にあげるように努める。さらに、事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、相談所、医療機関、地方法務局等関係機関と連携する。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておく。

二 いじめの防止等のための対策

1 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針

いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。「学校いじめ防止基本方針」は、全職員がその内容について共通理解するとともに学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめの防止等の対策のための組織」を中核に下記のようないじめの防止等の取組を実効的に行う。事案の状況に応じ学級担任や班活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど柔軟に拡充を図る。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- 学校いじめ防止基本方針の PDCA サイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- 生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的対応の中核。
- 必要に応じて、学級担任・班活動顧問等の参加や、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の助言。

(3) 未然防止の取組

すべての生徒を対象に、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にする態度を養う。また、生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育む。

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

(ア) 日々の授業の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着を目指す。
- ・「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳教育を充実させる。

(イ) 生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ・ 相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動を設定する。
- ・ 生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動を設定する。

(ウ) 体験活動の充実

- ・生徒が挑戦することで達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ自己有用感が高められる活動となるよう工夫する。
- ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事となるよう工夫する。

(エ) 職員の研修

- ・教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。特に、以下に挙げる生徒については日常的に当該生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等専門家の助言を得ながら状況に応じた研修を実施する。

- ① 発達障がいを含む障がいのある生徒
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
- ⑤ その他、特に配慮が必要な生徒

イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ・「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信したり、全校集会やPTAの会合、地区懇談会等で周知したりする。
- ・人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどを年間計画に位置づける。
- ・保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会を設定する。

ウ 生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援

- ・生徒による自他の人権を守り大切にしようとする活動や、自尊感情を高めコミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動を支援する。

(4) 早期発見の取組

ア 日常生活を通した早期発見

- ・生徒の表情を観察したり、声がけをしたり、共に過ごす時間を確保する。
- ・日記や生活記録を通した対話により生徒の気持ちの変化を把握する。
- ・学年会や教科会で情報を交換する。
- ・生徒が日ごろの悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫をする。

イ 相談体制の充実

- ・生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように相談者の意向を尊重した対応を提示するなど相談窓口を工夫したり、「子ども支援センター」、「学校生活相談センター」、「チャイルドライン」、「SNSを活用した相談」等校外相談窓口を周知したりする。

ウ アンケートやチェックリストの活用

- ・アンケートと個別面接を組み合わせた取組を実施する。

(例)「学校生活アンケート」「5 分間ショート面接」の活用

- ・生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状を把握する。
- ・チェックリストを用いた担任自らの学級運営の点検を行う。
- ・保護者向けアンケート、チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼を行う。

(5) いじめへの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ対策委員会」に当該いじめに係る情報を報告し、組織的対応につなげる。そのため、「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく。

○見通しをもった支援・指導ができるように対応の手順を明確にしたうえで共通理解

○支援・指導方針や具体的な対応の仕方、役割分担の決定

○全体像の把握（事実確認）

いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携などのポイントの共通理解

○いじめられた生徒、保護者への支援

必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、生徒に寄り添い支える体制づくり等

○いじめた生徒への指導と保護者への助言

事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようななかかわりの継続等により、自己肯定感・自己有用感を高め、再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める。

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(6) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉棄損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備する。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い協力を得る。
- ・インターネットの適正利用について生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。
- ・生徒間の情報に注意するなどインターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために関係機関に相談するとともに削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。

(7) その他

ア 教員が生徒と向き合う時間の確保

学校では、教員が生徒と向き合い共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えたり仕事の内容を整理したりするなどして校務の効率化に努める。

イ 学校評価や教員評価の取り扱い

- ・学校いじめ基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ PDCA サイクルでの取組の改善を図る。
- ・教員評価で、いじめの問題を取り扱うに当たっては日ごろからの生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応など組織的な取組等が評価されるよう留意する。
- ・学校評価および教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の取組等を評価するよう留意する。

2 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成30年3月改定長野県教育委員会）、及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に基づき、適切に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査する。

※ その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 学校の対応

事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた時点で調査を開始する。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から長野県教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ対策委員会」を中核とした対応チームを組織する。
- 関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡をし、連携した支援・指導を行う。
- 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援を要請し、連携体制を構築する。

○いじめられた生徒の安心・安全の確保

「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りとスクールカウンセラー等による心のケアを継続する。

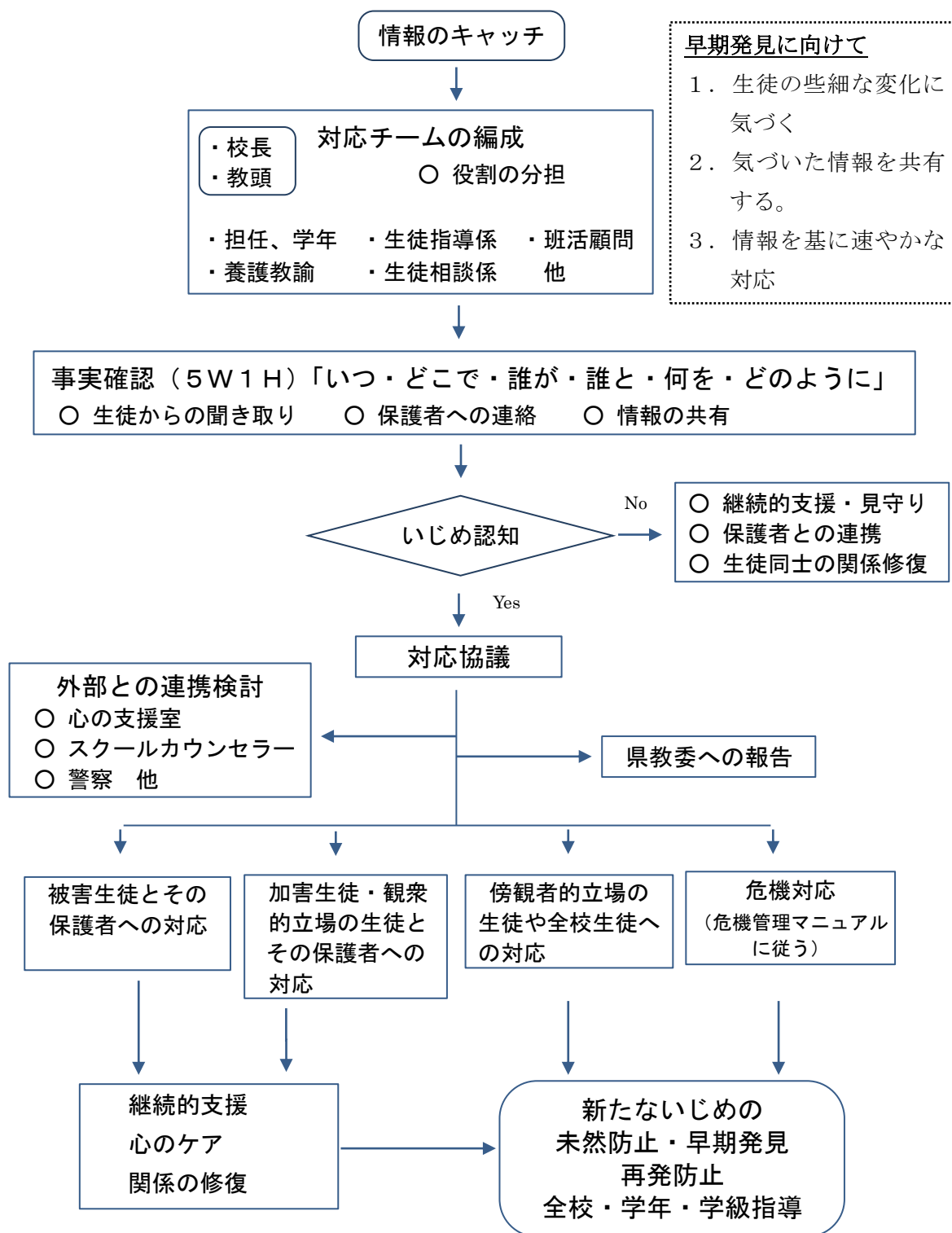
○いじめた生徒への指導

いじめを完全にやめさせ、自分の行為の責任を自覚させる指導を健全な人間関係を育むことができるような配慮の下で継続する。

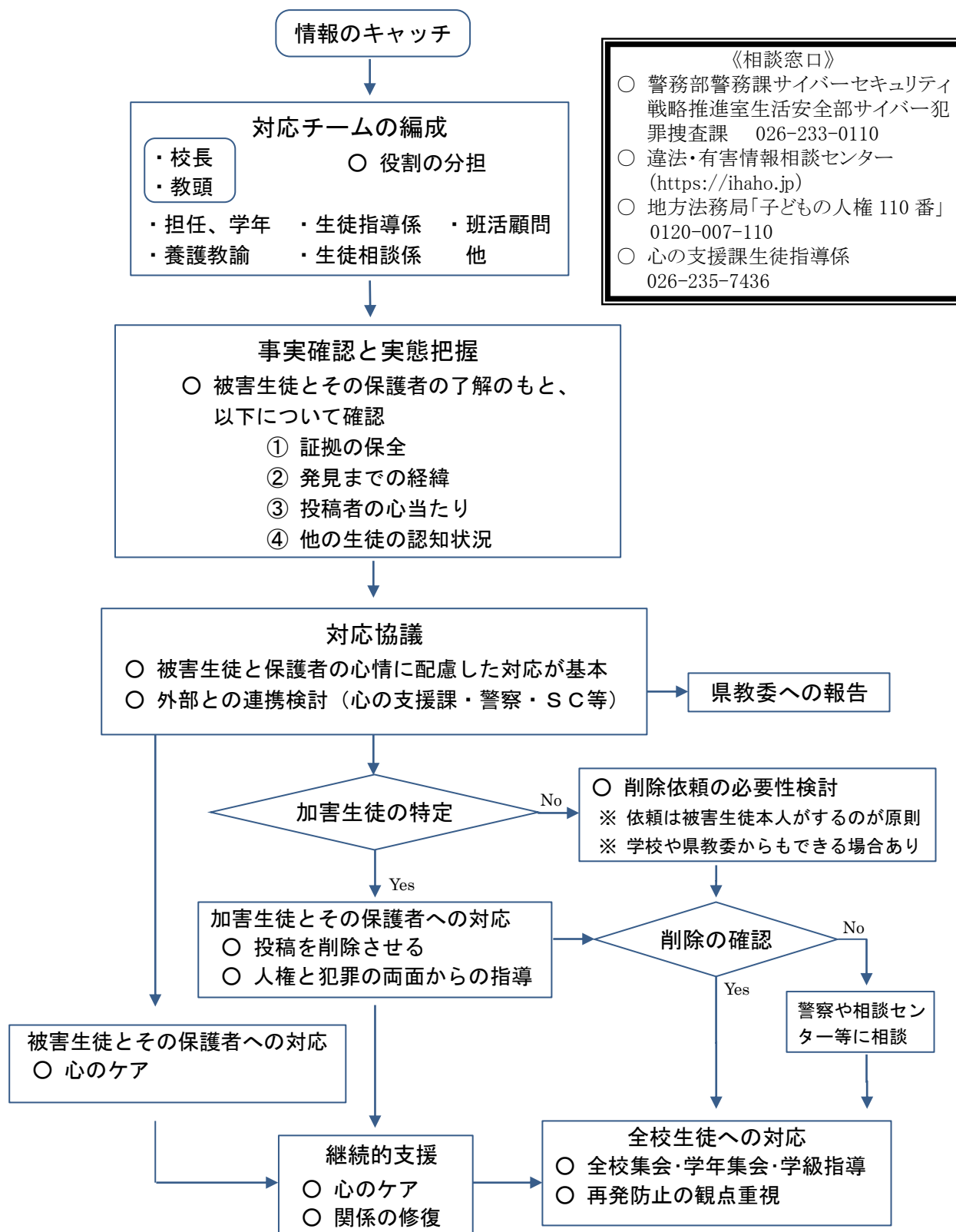
《相談窓口》

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ○ 佐久警察署 生活安全課 | 0267-68-0110 |
| ○ 地方法務局「子どもの人権 110 番」 | 0120-007-110 |
| ○ 心の支援課生徒指導係 | 026-235-7436 |
| ○ 長野県子ども支援センター | 0800-800-8035 |
| ○ チャイルドライン | 0120-99-7777 |
| ○ 24 時間子供 SOS ダイアル | 0120-0-78310 |

いじめ対応フローチャート



【ネット上のいじめへの対応手順】 対応フローチャート



(1) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法(メール)の確認。「利用規約」等にかかれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容を確認し、警察や法務局・地方法務局に相談、対応方法を検討する。